



目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(福祉指導課) 1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称の変更の届出	(") 1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出	(") 1
○告示(高知県卸売市場条例による営業の譲渡し及び譲受け並びに合併の認可の基準)の廃止	(園芸流通課) 1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定	(防災砂防課) 1
公 告	
○非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活・男女共同参画課) (11・18揭示) 2
高知県人事委員会規則	
◎職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	2
◎職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	2
◎人事記録に関する規則の一部を改正する規則	3
◎通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	3
◎初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	3
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	3
◎特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	3
◎住居手当に関する規則の一部を改正する規則	3
◎県立学校職員の特勤勤務手当等に関する規則の一部を	

改正する規則	3
◎職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	3
◎公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	4
◎給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則	4
◎単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	4
◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	4
◎公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	4
◎警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	4
正 誤	
◎正誤(平20・10・3付け 告示)	5

告 示

高知県告示第699号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成20年11月28日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指 定 年 月 日
大 西 歯 科 土 佐 清 水 市 寿 町 一 丁 目 6 番 1 号 平 20 ・ 11 ・ 1
き し も と 薬 局 香 南 市 香 我 美 町 岸 本 804-2 " " "

高知県告示第700号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成20年11月28日

高知県知事 尾崎 正直

区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
変更前	高橋内科消化器科	須崎市多ノ郷甲5748-1	平成20年10月3日
変更後	高橋内科		

高知県告示第701号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成20年11月28日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃 止 年 月 日
大 西 歯 科 医 院 土 佐 清 水 市 寿 町 一 丁 目 6 番 1 号 平 20 ・ 10 ・ 31

高知県告示第702号

昭和46年12月高知県告示第734号(高知県卸売市場条例による営業の譲渡し及び譲受け並びに合併の認可の基準)は、廃止する。

平成20年11月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第703号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年11月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 香美市香北町永野(東)
(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	香美市香北町永野字大東	1774-1
2	" " 字西植田	1587-1
3	" " "	1588
4	" " "	1591
5	" " "	1592
6	" " 字宮ノ谷	1609地先
7	" " "	"
8	" " 字西ウハダ道東	1607

9	〃	〃	字東上田ノ南	1436-イ
10	〃	〃	字吉田ノ北	1425-1
11	〃	〃	字吉田大道ノ上	1655-2

(2) 区域

標柱1から11までを順次に直線で結んだ線及び標柱11と1を市道永野線に沿って結んだ線により囲まれた区域内とする。

2 長岡郡大豊町目付

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	長岡郡大豊町和田字タカヤナギ	89-3
2	〃 〃 〃 字フデヤ	44-1
3	〃 〃 〃 〃	48-1
4	〃 〃 〃 〃	777-1
5	〃 〃 〃 字北中屋	771
6	〃 〃 〃 〃	25-1
7	〃 〃 〃 字フデヤ	783-2

(2) 区域

標柱1から6までを順次に直線で結んだ線、標柱6と7を町道目付石堂線に沿って結んだ線及び標柱7と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成20年11月18日から2月間高知県文化環境部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成20年11月18日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の	申請に係る特定非営利活動法人
-----	----------------

あつた年月日	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年11月18日	特定非営利活動法人佐スローライフの会	坂本 公	南国市伊達野21番地	この法人は、地域の一次産業の増産を図り、地産地消による経済負担軽減活動の推進事業を行い、また一次産業の労働者不足に応じた特定労働者派遣事業及び有料職業紹介事業を行い、地域の活性化と人間性豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。また障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な自立支援事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

人事委員会規則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第29号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年高知県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第7号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

第11条第4項中「退職手当の支給を受けることができる日数（同項）を「退職手当の支給を受けることができる日数（条例第10条第1項）」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第30号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の4第1項第6号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

第5条第6項第2号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同項第3号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第12条の2第1項第1号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第31号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第3号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

第18条第1項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第31条の2第1項及び第2項中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

別表第33の表中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣

条例」に改め、同表備考中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

人事記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第32号

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則（昭和33年高知県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第33号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年高知県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第3号及び第14条第2項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第34号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和36年高知県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」

を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第35号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第1条第8号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第2条第4号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第4条の4、第5条第2項第4号及び第7条第3号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第11条第2項第5号イ中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改め、同号ウ中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同項第8号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第36号

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則（昭和45年高知県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第37号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年高知県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

第5条の2中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

県立学校職員の特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第38号

県立学校職員の特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

県立学校職員の特勤勤務手当等に関する規則（昭和50年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第16条の3」を「公立学校職員の条例第16条の3」に改める。

第5条第2項第1号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第39号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成11年高知県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号エ中「公益法人等への職員の派遣等に関する条

例)を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同条第2号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第40号

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年高知県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

題名中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

第1条中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「基づき、公益法人等」を「基づき、公益的法人等」に改める。

別記様式中「公益法人等への職員派遣等」を「公益的法人等への職員派遣等」に、「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第41号

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年高知県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号キ中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「以下「公益法人等派遣条例」を「次号において「公益的法人等派遣条例」」に改め、同条第7号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第4条第1項第3号中「公益法人等派遣条例」を「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第42号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（平成2年高知県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

別記第1号様式（1号紙）裏面中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第43号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第47号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を

改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第44号

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第48号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第45号

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平20・10・3	9082	○告示	2	右 (6)	<u>11.0</u>	<u>8.0</u>
				右 (7・8)	<u>四万十市中村百笑町1964番1から</u>	<u>四万十市中村百笑町2012番1から</u>
				右 (7)	<u>513</u>	<u>515</u>
				右 (8)	<u>31.2</u>	<u>27.0</u>
				右 (10)	<u>11.0</u>	<u>8.0</u>
				右 (11)	<u>513</u>	<u>515</u>
				右 (12)	<u>31.2</u>	<u>27.0</u>
平20・11・21	号外39	◎規則	12	右 (26)	<u>公布の日</u>	<u>平成20年4月1日</u>